

保護者 様

裾野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱い変更について

日頃より、本市の教育活動に対して、多大なるご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。現在、全国的に新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）の感染が急拡大しています。そこで、新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱いについて、以下のとおり変更いたしますので、よろしくお願いします。

記

1 変更内容

(1) 児童生徒に風邪症状がある場合

【今までの対応】

- ・発熱の症状がある場合は、該当児童生徒を「出席停止」とします。
 - ・発熱以外の風邪症状（鼻水、咳、喉の痛み 等）により学校を休む場合は、「病欠欠席」とします。
- ※症状が軽度で他への感染リスクが低い場合は登校を可とします。

↓

【変更後の対応】

- ・発熱、咳、喉の痛み、頭痛、強い倦怠感（以下、「発熱等」という）の症状がある場合は、該当児童生徒を「出席停止」とします。
 - ・発熱等以外の風邪症状（鼻水等）により学校を休む場合は、「病欠欠席」とします。
- ※症状が軽度で他への感染リスクが低い場合は登校を可とします。

(2) 学校で児童生徒が風邪症状の体調の変化が生じた場合

【今までの対応】

- ・発熱の症状の場合は、早退させて該当児童生徒を「出席停止」とします。
- ・発熱以外の風邪症状（鼻水、咳、喉の痛み 等）の場合、症状が軽度で他への感染リスクが低い場合は教育活動を継続し、症状が重度で他への感染リスクが高い、もしくは教育活動の継続が困難な状況のときは「早退」させます。出席簿等の扱いは「早退」となります。

↓

【変更後の対応】

- ・発熱等の症状の場合は、早退させて該当児童生徒を「出席停止」とします。
- ・発熱等以外の風邪症状（鼻水等）の場合、症状が軽度で他への感染リスクが低い場合は教育活動を継続し、症状が重度で他への感染リスクが高い、もしくは教育活動の継続が困難な状況のときは「早退」させます。出席簿等の扱いは「早退」とします。

(3) 同居する家族に発熱等の症状がある場合

【今までの対応】（国レベル1）

- ・症状が出ている人の状況（直近2週間の行動等）を聞き取り、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、当該児童生徒を（早退させ）「出席停止」とします。

↓

【変更後の対応】（国レベル2、国レベル3）

- ・当該児童生徒を「出席停止」とします。なお、出席停止の期間は、同居する家族の発熱等の症状が治まるまでとします。
- ※ 同居家族の「発熱等」とは、児童生徒と同様に、発熱、咳、喉の痛み、頭痛、強い倦怠感です。

上記の対応変更は、**今まで風邪症状のうち「発熱」のみを「出席停止」としていましたが、発熱以外の「咳」、「喉の痛み」、「頭痛」、「強い倦怠感」の風邪症状についても「出席停止」の対象とすることになります。**

また、同居家族に発熱等の症状がある場合は、症状のある同居家族の行動履歴に関係なく、当該児童生徒は「出席停止」となります。御理解の程、よろしくお願いいたします。

2 変更時期

令和4年1月17日より変更します。